

【参考】移住・定住に関連する市の支援制度

元気発信課では、以下のU・Iターン者向け支援制度があります。

なお、首都圏からの単身移住者には、条件を満たせば初年度に **最大89万円** を用意しています（太枠内の支援額の合計）。

首都圏移住・就業者支援補助制度

一定の条件を満たして東京圏から移住した方に対し、移住支援金を支給します。

単身世帯 60万円 / **2人以上の世帯 100万円**

※18歳未満のお子さんがある世帯の場合は、子1人につき30万円の加算
(令和4(2022)年4月2日以降の転入者に限る。)

賃貸住宅家賃補助制度 (U・Iターン促進住宅支援事業補助金)

県外からのU・Iターンで市内に就職された方に家賃の一部を補助します。

最大 24万円 を2年間補助

※中学生以下のお子さんがある場合は、**最大6万円**の加算

新生活応援補助制度 (柏崎市U・Iターン新生活応援補助金)

就職などでU・Iターンされた方を支援します。

県内からの移住で**3万円** / **県外からの移住で5万円**

奨学金返還補助制度 (ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金)

大学などを卒業後、U・Iターンされた方に奨学金返還の一部を補助します。

最大 10万円を5年間補助

柏崎市U・Iターン住宅取得助成金

住宅ローンを組み、定住用住宅を取得される方を助成します。

基本 10万円支援

※転入する世帯人数が3人以上で、**10万円**の加算
※18歳未満のお子さんがある場合は、子1人につき**5万円**の加算
※柏崎市内に本社・本店がある建設業者や不動産業者を通じて定住住宅を取得で、**10万円**の加算